

消セ第1610号

平成25年2月4日

大阪府消費者保護審議会

会長 池田 辰夫 様

大阪府知事 松井 一郎



大阪府消費者保護条例の改正について（諮問）

大阪府では、昭和51年に大阪府消費者保護条例を制定し、消費者被害の救済や消費者啓発・情報提供など消費生活の安全向上を図るため、総合的な施策の推進に努めているところです。

しかし、今日の消費者を取り巻く環境を見ると、社会・経済・技術の発展は、毎日のように新しい製品やサービス、流通のスタイルを生み、消費者の暮らしはより豊かに、より便利になっていますが、事業者との契約において新たな問題を発生させるなど、消費者問題は複雑化・深刻化する状況にあります。

このため、国においては、昨年8月に、訪問購入事業者に関する規制を行うため、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」や、消費者の一層の自立に向けた「消費者教育の推進に関する法律」が制定されました。

大阪府についても、これらの取り巻く環境に対応し、消費者施策をより充実していく必要があることから、大阪府消費者保護条例について、関係法令との整合性を図るとともに、より実効性のあるものとするため、条例改正のあり方について、大阪府消費者保護審議会規則第2条の規定により貴審議会の意見を求めます。